

スキー場利用規約

1. 目的

当規約は、狭山スキー場（以下「当社スキー場」といいます。）を経営する西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が当社スキー場の利用者（以下「スキー場利用者」といいます。）の安全利用の維持向上を目的として定めたものです。当規約に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項については「国内スキー等安全基準」（全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版）に準じるほか、社会通念上の行動にも準じます。

2. 行動規則

スキー・スノーボードは、スピードを伴うスポーツであり、さまざまな特有の危険があることから、スキー場利用者には、事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。当社スキー場を利用するときには、特に、次の事項にご注意ください。

① 他のスキー場利用者への危険行為の禁止

スキー場利用者は、他のスキー場利用者の身体や持ち物に危害を与えることをしてはなりません。

② 滑走時の一般的注意

スキー場利用者がゲレンデを滑走するときは、いつでも他のスキー場利用者や事物を避けられるように、常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪面・混雑等の状況に合わせて滑走スピードをコントロールしてください。また、転倒したときには、できるだけ速やかにコース（他の利用者の滑走コース）を空けてください。

③ 先行者への配慮

前方に他のスキー場利用者がいるときには、これに対して気を配り、危険のないよう、進路・速度を選んで滑走してください。

④ 追い越し

追い越すときには、追い越される他のスキー場利用者がどのような行動を取っても危険のないよう、十分な間隔を空けて追い越してください。

⑤ 周囲の確認

ゲレンデコースを滑るとき、またはゲレンデ斜面を横切る等ゲレンデ内を移動するときには、危険のないよう、前・後方、左右に注意してください。特に、混雑している場所や、上方からの見通しがきかない場所、または視界が悪くなっている場所は、危険ですのでご注意ください。

⑥ 流止めの装着

ゲレンデ斜面で滑走用具が流れたとき他のスキー場利用者に危険を与えるおそれがある用具を使用するときは、流止め（リーシュコード）用の装置をつけるようにしてください。

⑦ 標識や警告・指示の遵守

当社スキー場内の標識や掲示物・放送等の警告に注意し、ゲレンデパトロール員や当社スキー場係員の指示に従い、事故防止に努めてください。

⑧ 相互扶助および協力義務

事故に遭遇した場合は、自分自身がその事故の当事者かどうかにかかわらず、当社スキー場係員への通報や救急活動、身元確認にご協力ください。

3. 注意事項

スキー・スノーボードをする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。スキー場利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

① 濃霧などによる危険

② 凹凸など、ゲレンデの状況による危険

③ 造雪設備、建物、壁板など、人工の構造物による危険

④ 他の利用者との接近や衝突による危険

⑤ ゲレンデを横断することによる危険

⑥ 自分自身の失敗による危険

⑦ その他、これらに類する危険

4. 禁止事項

当社スキー場を利用するときは、次に掲げる事項を行うことができません。

① 閉鎖されたゲレンデや立入禁止の区域へ進入すること

② 他の利用者はもちろん、人工物や自然の物体に接近して滑走すること

③ 指定外の所で横断すること

④ 他のスキー場利用者の安全をおびやかすおそれのある滑走用具や当社スキー場が禁止する滑走用具を使用すること

⑤ 当社スキー場の許可なく小学生以下のスキー場利用者が単独滑走すること

⑥ リフトの運行を妨げる行為をすること

⑦ 圧雪車等の雪上車両に接近すること

⑧ 当社スキー場内または駐車場内において騒音を生じさせる等、当社スキー場近隣や他のスキー場利用者の迷惑となる行為をすること

⑨ 表示物、掲示物、標識類その他当社スキー場内の施設等を毀損すること

⑩ 空き缶、煙草の吸殻、その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりするこ

と

- ⑪ スキーまたはスノーボード用具を身に着けずに、いたずらにゲレンデ内を歩くこと
- ⑫ 犬などの動物や可燃物等の危険物を当社スキー場内または駐車場内に持ち込むこと
- ⑬ アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態で当社スキー場へ入ること
- ⑭ 当社スキー場の許可なく販売行為をし、またはチラシ配布等の営業行為をすること
- ⑮ 当社スキー場内での撮影、録画等により当社および他のスキー場利用者の信用、肖像、名誉等を毀損すること
- ⑯ 法令等で禁止されていること
- ⑰ その他、他の利用者や自分自身の身体・財産をおびやかすことや当社スキー場の営業を妨害すること

5. 賠償請求および必要負担

利用者は、当社が定める規則、注意・禁止事項に違反したことにより当社または他のスキー場利用者に損害を与えたときには、ただちにその賠償をしなければなりません。

6. 不可効力

天災その他の不可抗力に基づく事由、または当社スキー場のリフトの整備状況により、利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、当社スキー場またはリフトの全部または一部の営業を休止させていただくことがあります。この場合、当社スキー場は、スキー場利用者に対し、何らの補償等を行いません。

7. 専属的合意管轄

当社とスキー場利用者の中で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8. 反社会的勢力の排除

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員ならびに反社会团体および反社会团体員等（暴力団および過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りいたします。

9. その他

当社スキー場の利用に関して、本規約に定めのない事項または本規約に疑義が生じた場合には、スキー場利用者は、当社の指示に従うものとします。

以上